レクサスカード(個人用)の ETC CARD 利用規定の改定について

2024年9月2日

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

レクサスカード(個人用)の ETC CARD 利用規定の改定について、ご案内いたします。

なお、本ご案内は、規定に定められた変更手続きに則り、お客さまとの間の取引に係る契約を変更させていただくものです。

1. 対象カード

レクサスカード(個人用)の ETC カード

2. 効力発生日

2024年10月1日より改定後の規定が適用となります。

3. 改定内容

改定内容は以下のとおりです。

改定後の規定(全文)につきましては、2024 年 10 月 1 日にレクサスファイナンシャルサービスホームページに掲載の予定です。 本改定は、ETC カードによる通行料金以外の支払い(有料道路外利用)に対応するため、改定を行うものです。有料道路外利用に関する詳細は今後ご案内いたします。

改定	改定後
(新設)	第 19 条(道路事業者所定の料金所以外での利用)
(新設)	第4条の規定にかかわらず、会員は、当社が別途認める場合に、ETCカードを道路事業者所定の料金所以外での支払いに利用すること(以下「有料道路外利用」という)ができます。この場合、会員は、本規定および別途有料道路外利用にかかるサービスを提供する事業者が定める利用規約等(本規定に反しない内容に限る)に従って、ETCカードを利用するものとし、当社は、ETCカード利用代金の決済に関する事項を除き、有料道路外利用にかかるサービス、ETCシステム、車載器、その他車両運行に関する紛議の解決あるいは損害の賠償にかかる責任は負わないものとします。

その他、ETCカードの退会等に関する条項に関し、以下の所要の改定を行います。

改定	改定後
第5条(ETCカード利用代金の支払方法)	第5条(ETCカード利用代金の支払方法)
ETCカード利用代金の支払方法は 1 回払に限るものとし、親カードの 会員規約 (以下「会員規約」という) に定めるところに従い、親カードの利用代金と合算して支払うものとします。	ETCカード利用代金の支払方法は 1 回払に限るものとし、会員は親カードの会員規約(以下「会員規約」という)に定めるところに従い、親カードの利用代金と合算して支払うものとします。

改定	改定後
第11条(ETCカードの利用中止)	第 11 条(ETCカードの <mark>退会</mark>)
1. 会員は、ETCカードの利用を中止する場合、貸与されているETCカードを返却するとともに、当社所定の手続を行うものとします。	1. 会員は当社所定の方法によりETCカードの退会をすることができます。この場合、直ちにETCカードその他当社からの貸与物を返還し、 当社所定の手続を行います。
2. 会員が親カードを退会する場合は、ETCカードも自動的に利用中止 となるものとします。	2. 会員が親カードを退会し、または親カードの会員資格を喪失した場合は、当然にETCカードも退会となります。なお、この場合、当該会員に係る家族会員に貸与されているETCカードも同様に当然に退会します。この場合、会員は、ETCカードについて別途当社所定の退会手続きを行う必要はありませんが、退会後ETCカードを直ちに当社に返還します。

(新設)	3. 会員は、第1項または第2項による退会または会員資格の喪失の後に会員がETCカードを利用した場合にも、第5条に基づきETCカード利用代金を支払います。
(新設)	4. 第1項および第2項にかかわらず当社がETCカードを返還しない対応を認めた場合、会員は、ETCカードを切断し利用不能の状態にして処分します。

改定	改定後
第18条(一体型カード) ※第3項	第18条(一体型カード)※第3項
3.一体型カードの利用にあたっては、第2条第1項、第2条第2項、第	3.一体型カードの利用にあたっては、第2条第1項、第2条第2項、第
5条、第7条第1項、第11条および第17条を以下のとおり読み替え、	5条、第7条第1項、第11条 第1項、第11条第2項 および第17
第4条第3項を以下のとおり追加し、第3条第1項第3号を削除したう	条を以下のとおり読み替え、第4条第3項を以下のとおり追加し、第3条
えで、準用するものとします。	第1項第3号を削除したうえで、準用するものとします。
④第5条	④第5条
「前条による一体型カード利用代金の支払方法は1回払に限るものとし、	「前条による一体型カード利用代金の支払方法は1回払に限るものとし、
会員規約に定めるところに従い支払うものとします。」	会員は 会員規約に定めるところに従い支払うものとします。」
⑥第 11 条 「会員が、クレジットカード会員を退会し、または会員資格を喪失した場合、 一体型カードの会員資格も喪失します。」	⑥第 11 条 第 1 項 「会員が、クレジットカード会員を退会し、または会員資格を喪失した場合、一体型カードの会員資格も喪失します。」
(新設)	⑦第11条第2項
	「会員は、第1項による退会または会員資格の喪失の後に会員が一体型カードを利用した場合にも、第5条に基づき一体型カード利用代金を
	支払います。」
⑦第 17 条 「本規定に定めのない事項については、会員規約に定めるところによるものとします。」	⑧第 17 条 「本規定に定めのない事項については、会員規約に定めるところによるものとします。」